

ID: 701

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 保護係

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>職権による保護の変更</p>		
<p><b>法令名 根拠条項</b></p>	<p>生活保護法 第25条第2項</p>		
<p><b>法令番号</b></p>	<p>昭和25年法律第144号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  法第25条第2項の規定による。                  (職権による保護の開始及び変更)                  第25条                  2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。前条第4項の規定は、この場合に準用する。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>